



老高発 0601 第1号  
老振発 0601 第1号  
老老発 0601 第1号  
平成22年6月1日



都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

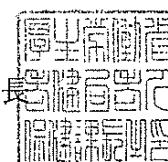
厚生労働省老健局高齢者支援課長



振興課長



老人保健課長



### 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」の一部改正について

今般、「構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価に係る評価・調査委員会の意見に関する今後の政府の対応方針」(平成22年3月25日、構造改革特別区域推進本部)を受け、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第75号)が平成22年6月1日公布され、同日から施行されたことに伴い、構造改革特別区域における「指定小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受け入れ事業」の一部が全国展開されたことを踏まえ、別添のとおり「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)を一部改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

改 正 後 (案)		改 正 前	
第1 (略)	第2 総論	第1 (略)	
1, 2 (略)	1, 2 (略)	1, 2 (略)	
3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について	3 指定地域密着型サービスに該当する各事業を行なう者が、指定地域密着型介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型サービスの各事業と指定地域密着型介護予防サービスの各事業と同じ事業所で一體的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる」とされたが、その意義は次のとおりである。	3 指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスの一体的運営等について	3 指定地域密着型サービスに該当する各事業を行なう者が、指定地域密着型介護予防サービスに該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型サービスの各事業と指定地域密着型介護予防サービスの各事業と同じ事業所で一體的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる」とされたが、その意義は次のとおりである。

旨である。設備、備品についても同様であり、例えば、通いサービスの利用定員15人の指定小規模多機能型居宅介護事業所においては、居間及び食堂の合計面積は $15\text{人} \times 3\text{m}^2 = 45\text{m}^2$ を確保する必要があるが、この15人に指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者も含めてカウントすることにより、実態として、要介護者8人、要支援者7人であっても、要介護者10人、要支援者5人であっても、合計で45m<sup>2</sup>が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

なお、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同一の拠点で行う場合であっても、完全に体制を分離して行う場合には、人員についても設備、備品が独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

併設型認知症対応型通所介護事業所には、食堂及び機能訓練室の合計面積は $10\text{人} \times 3\text{m}^2 = 30\text{m}^2$ を確保する必要があるが、この10人に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用者も含めてカウントすることにより、実態として、要介護者8人、要支援者2人であっても、要介護者7人、要支援者3人であっても、合計で30m<sup>2</sup>が確保されれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

なお、指定地域密着型サービスと指定地域密着型介護予防サービスを同一の拠点で行う場合であっても、完全に体制を分離して行う場合には、人員についても設備、備品が独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

### 第3 地域密着型サービス

一、二 (略)

#### 三 小規模多機能型居宅介護

##### 1 基本方針（基準第六十二条）

(1)～(3) (略)

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。  
なお、障害者自立支援法に基づく生活介護については、構造改革特区の評価等を経て全国展開がなされており、認定を受ける必要はない。

2 (略)

#### 3 設備に関する基準

(1) (略)

##### (2) 設備及び備品等

①～③ (略)

### 第3 地域密着型サービス

一、二 (略)

#### 三 小規模多機能型居宅介護

##### 1 基本方針（基準第六十二条）

(1)～(3) (略)

(4) 障害者を受け入れる共生型の指定小規模多機能型居宅介護事業所は、構造改革特区として認めており、構造改革特区の申請を行い、認定を受けた上で行うことが必要となる。

このことによって、要介護者8人、要支援者7人であっても、合計で45m<sup>2</sup>が確保されれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

2 (略)

#### 3 設備に関する基準

(1) (略)

##### (2) 設備及び備品等

①～③ (略)

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居介護の居間として公用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との公用は認められないものである。ただし、事業所が小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員の合計が15名以下である場合（指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の居間として機能を十分に發揮しうる適当な広さを有している場合は、公用としても差し支えない。）また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として公用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。

- ⑤ (略)  
4 (略)  
四～六 (略)

第4 (略)

④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間を指定小規模多機能型居介護の居間として公用することは、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間は入居者の生活空間であることから、基本的に指定小規模多機能型居宅介護の居間との公用は認められないものである。ただし、事業所が小規模多機能型居宅介護事業所の定員の合計が15名以下の通いサービスと指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間と下である場合（指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間として必要なものが確保されており、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の面積基準1人当たり3m<sup>2</sup>以上を満たす場合は、公用としても差し支えない。）また、指定小規模多機能型居宅介護の居間及び食堂を指定通所介護等の機能訓練室及び食堂として公用することは認められないが、浴室、トイレ等を共用することは差し支えない。なお、指定通所介護事業所等の浴室を活用する場合、当該指定通所介護事業所等の利用者が利用している時間帯に指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が利用できない取扱いとするなど画一的な取扱いは行わないこと。

- ⑤ (略)  
4 (略)  
四～六 (略)

第4 (略)